

# 忘れずに申告しましょう

平成30年分の確定申告と町県民税の申告相談は、2月18日(月)から行います。注意点を確認し、忘れずに申告しましょう。日程などの詳細は本紙2月号でお知らせします。

**■すべての収入を申告しましょう**  
平成30年のすべての収入を申告する必要があります。隣組長の報酬や、農地の貸し付けによる収入など、少額のものも合わせて申告ください。

**■個人年金の申告漏れにご注意**  
個人年金は税務上、「雑所得」として確定申告や町県民税の申告が必要になる場合があります。申告期限以降に税務調査などで所得が判明した場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定に影響することがあります。申告漏れにご注意ください。

**■申告書が届いていなくても申告が必要な場合があります**  
2月初め、申告が必要と思われる人に「平成31年度 町民税・県民税 国民健康保険税申告書」を送付します。

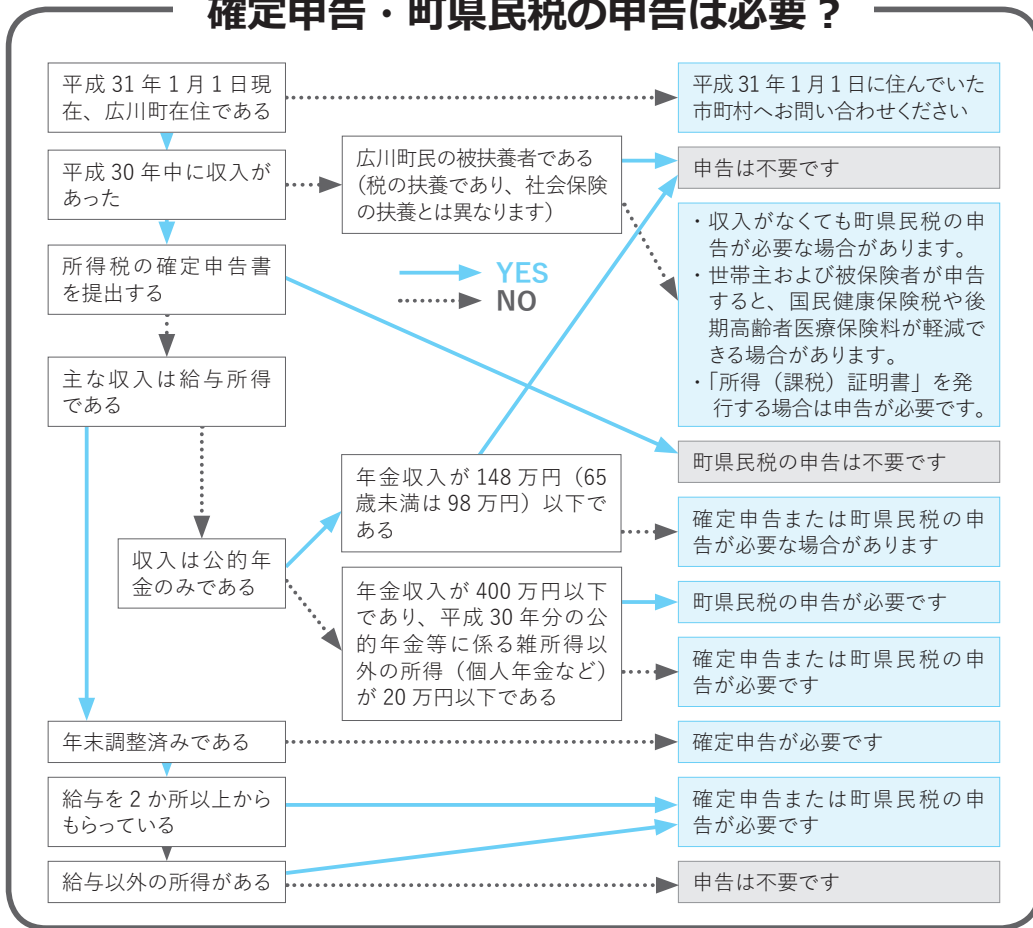
申告書が届かないからといって、申告の必要がないわけではありません。申告が必要な場合は、申告書を税務課窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードください。

**■収入が無くても申告が必要な場合があります**

収入が無いことを申告しないと、次のような行政サービスが受



## 確定申告・町県民税の申告は必要？



けられなくなる場合があります。  
・国民健康保険税や介護保険料などの軽減措置  
・各種手続き(奨学金の申請など)に必要な「所得(課税)証明書」の発行 など

※家族の申告などで、町内に居住する人の被扶養者であることが確認できれば、申告不要です。

☎0943・32・1114

問 税務課 課税係

### ■八女伝統工芸館でも平成30年分確定申告を受け付けます

▼期間 2月18日(月)～3月15日(金)  
〔土日(祝除く)〕、9時～16時  
▼会場 八女伝統工芸館(八女市本町2-123-2)

### ▼申告期限と納期限

「所得税・贈与税」3月15日(金)  
「個人事業者の消費税・地方消費税」4月1日(月)

※期間中は、八女税務署での申告相談は行っていません。  
※八女伝統工芸館へのお問い合わせはご遠慮ください。

### ■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告書には、申告者や扶養親族などのマイナンバーの記載と、申告者の本人確認書類(※)の提示(または写しの添付)が必要です。  
(※) マイナンバーカード、通知カード+運転免許証、通知カード+被保険者証 など

### ■パソコンやスマホで申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマホ、タブレットで申告

書を作成することができます。

次のものがある場合、税務署に行くことなく、e-Taxで申告書を送信することができます。源泉徴収票や本人確認書類などを提出する必要はありません。

・マイナンバーカード  
・ICカードリーダーライター  
・ID・パスワード方式の届出完了通知

☎0943・23・5191

問 八女税務署

### 確定申告期は税務署などで閉庁日対応をします

- ▶実施場所 西鉄ホール(ソラリアステージビル6階) 福岡タワーホール 香椎税務署 など
- ▶実施日時 2月24日(日)・3月3日(日)、9時～16時
- ▶対応業務 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受・納付相談

問 八女税務署 ☎0943-23-5191